

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和5年10月11日

水曜日

第5143号

目次

告 示

| | |
|--------------|---|
| ○介護医療院の開設許可 | 1 |
| ○介護医療院の廃止の届出 | 2 |
| ○道路の区域変更 | |
| ○道路の供用開始 | 3 |

公 告

| | |
|---------------------|---|
| ○令和6年富山県准看護師試験の実施 | 4 |
| ○開発行為の工事完了 | 5 |
| ○物品等の売却に係る一般競争入札の実施 | |

監査委員公告

| | |
|------------------------------|----|
| ○監査の結果の公表 | 8 |
| ○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表 | 10 |

告 示

富山県告示第372号

介護医療院の開設許可について

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7の規定により公示する。

令和5年10月11日

富山県知事 新 田 八 朗

| | | |
|-------|------------|-------------|
| 事業所番号 | 16B0900058 | |
| 許可年月日 | 令和5年10月1日 | |
| 開 設 者 | 名称 | 医療法人社団にしno会 |
| | 事業所 | 小矢部市本町3番33号 |
| 事 業 所 | 所在地 | 小矢部市本町3番33号 |
| | 名称 | 西野介護医療院 |

富山県告示第373号

介護医療院の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条第2項の規定により、介護医療院の開設者から次のとおり廃止の届出があったので、同法第114条の7の規定により公示する。

令和5年10月11日

富山県知事 新 田 八 朗

| | | |
|---------------|------------|-------------|
| 介護保険事業所番号 | 16B0900033 | |
| 開設者 | 氏名又は名称 | 医療法人社団にしのか |
| | 主たる事務所の所在地 | 小矢部市本町6番30号 |
| 施設 | 名称 | 西野介護医療院 |
| | 所在地 | 小矢部市本町6番30号 |
| 廃止の届出を受理した年月日 | 令和5年8月28日 | |

富山県告示第374号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において10月11日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年10月11日

富山県知事 新 田 八 朗

| 道路の種類及び路線名 | 区 間 | 変 更 前後別 | 記号 | 敷地の幅員 メートル | 延 長 メートル | 縦覧場所 |
|-------------|-----------------|------------|----|-------------------|-------------|----------|
| 県道 富山庄川線 | 富山市山田谷字鎌場道5番6から | 変更前 | | 最大 13.0 最小 6.7 | 46.1 | 富山土木センター |

| | | | | | |
|--|-----------------------|-----|--------------------|------|--|
| | 富山市山田谷字裏角地 320番2まで | 変更後 | 最大 15.1 最小 13.0 | 46.1 | |
|--|-----------------------|-----|--------------------|------|--|

富山県告示第375号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において10月11日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年10月11日

富山県知事 新 田 八 朗

| 道路の種類 及び路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 | 縦覧場所 |
|----------------|--------------------------------------|------------|--------------|
| 県道 立山山田線 | 富山市青柳新2003番地先から 富山市青柳新2013番地先まで | 令和5年10月11日 | 富山土木 センター |
| 県道 富山庄川線 | 富山市山田谷字鎌場道5番6から 富山市山田谷字裏角地320番2まで | 令和5年10月11日 | 富山土木 センター |
| 県道 富山大沢野線 | 富山市青柳新1138番1地先から 富山市青柳新2013番地先まで | 令和5年10月11日 | 富山土木 センター |
| 県道 東猪谷富山線 | 富山市青柳新1038番2から 富山市青柳新1070番2まで | 令和5年10月11日 | 富山土木 センター |

公 告

令和6年富山県准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第 203号）第18条の規定により、令和6年富山県准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第19条の規定により告示する。

令和5年10月11日

富山県知事 新 田 八 朗

1 試験日時

令和6年2月14日（水）

午後1時30分から午後4時まで

2 試験場所

富山市新総曲輪2番21号

富山県農協会館

3 試験科目

人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

4 受験手続

(1) 受験願書の受付期間

令和5年12月4日（月）から同月8日（金）まで

なお、持参による場合は、受付時間を午前8時30分から午後5時15分までとする。郵送による場合は、令和5年12月8日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。

(2) 受験願書の提出先

〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県厚生部医務課

5 その他

詳細については、富山県厚生部医務課保健看護係（電話076-444-3220）に問い合わせること。

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和5年10月11日

富山県知事 新 田 八 朗

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 公 共 施 設 | | 開 発 許 可 を 受 け た 者 | |
|-----------------------------------|---------|-----|---------------------------------|------------|
| | 位置・区域 | 種 類 | 住 所 | 氏 名 |
| 滑川市柳原59番8、59番9、59番10、59番16及び59番17 | | | 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階 | 株式会社コスモス薬品 |

物品等の売却に係る一般競争入札の実施

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和5年10月11日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項**(1) 売却物品等の名称及び数量**

- ア 除雪トラック（7t級） 1台
イ 除雪グレーダ（4.0mブレード）（富山00は1117） 1台
ウ 除雪グレーダ（4.0mブレード）（富山00は1413） 1台
エ 凍結防止剤散布車（2.5m³級） 1台

(2) 売却物品等の機能、性能等

入札説明書による。

(3) 引渡期限

令和5年12月13日（木）

(4) 引渡場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること又は当該売却物品等を直接自己の事業目的に使用する者であること。
- (3) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。

3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提出期限までに、4の(1)の機関へ直接持参するか又は郵便（4の(3)の提出期限までに必着とすること。）により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

4 入札参加申込書の提出場所等

- (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県出納局総務会計課用度管理係
電話 076-444-3423、3424（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

令和5年10月11日から令和5年10月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札参加申込書の提出期限

令和5年10月30日（月） 午後5時15分

5 入札書の提出方法

直接持参する方法とする。

6 入札及び開札の日時、場所等

- (1) 入札及び開札日時

令和5年11月6日（月） 午前10時00分より順次

- (2) 入札及び開札場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県危機管理局 B 807会議室
(富山県防災危機管理センター8階)

(3) 開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた総額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で記載すること。

11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札したものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 入札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和5年8月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年10月11日

富山県監査委員 山崎 宗良
 富山県監査委員 亀山 彰
 富山県監査委員 田中 篤人
 富山県監査委員 高橋 正樹

1 県の機関

| (1) 監査対象箇所 | | 監査年月日 |
|------------|---------------|-----------|
| 議会事務局 | 議会事務局 | 令和5年8月29日 |
| 知事政策局 | 成長戦略室 | 令和5年8月2日 |
| 同 | デジタル化推進室 | 令和5年8月22日 |
| 同 | 働き方改革・女性活躍推進室 | 令和5年8月3日 |
| 同 | 広報・ブランディング推進室 | 令和5年8月2日 |
| 地方創生局 | ワンチームとやま推進室 | 令和5年8月29日 |
| 経営管理部 | 人事課 | 令和5年8月24日 |
| 同 | 総務課 | 令和5年8月21日 |
| 同 | 行政経営室 | 令和5年8月21日 |
| 同 | 統計調査課 | 令和5年8月24日 |

| 監査対象箇所 | | 監 査 年 月 日 |
|---------|-------------|-----------|
| 経営管理部 | 学 術 振 興 課 | 令和5年8月22日 |
| 同 | 財 政 課 | 令和5年8月17日 |
| 同 | 管 財 課 | 令和5年8月22日 |
| 同 | 秘 書 課 | 令和5年8月17日 |
| 生活環境文化部 | 国 際 課 | 令和5年8月2日 |
| 厚生部 | 厚 生 企 画 課 | 令和5年8月21日 |
| 同 | 障 害 福 祉 課 | 令和5年8月7日 |
| 同 | 医 務 課 | 令和5年8月18日 |
| 同 | 生 活 衛 生 課 | 令和5年8月16日 |
| 同 | 薬 事 指 導 課 | 令和5年8月16日 |
| 同 | く す り 振 興 課 | 令和5年8月16日 |
| 出納局 | 検 査 室 | 令和5年8月9日 |
| 同 | 出 納 課 | 令和5年8月7日 |
| 同 | 総 務 会 計 課 | 令和5年8月7日 |
| 同 | 高 岡 出 納 室 | 令和5年8月7日 |
| 同 | 砺 波 出 納 室 | 令和5年8月7日 |

(2) 監査対象年度

令和4年度

(3) 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

〈〈注意事項〉〉

- ア 収入科目を誤っているものがあつた。
- イ 補助金の返納事務に不適正なものがあつた。
- ウ 支払が遅延しているものがあつた。(5件)
- エ 支出科目を誤っているものがあつた。
- オ 専決規定に違反しているものがあつた。(2件)
- カ 業務仕様書が添付されていない契約書があつた。
- キ 施設管理事故による損害賠償があつた。
- ク 備品等照合点検票が作成されていなかった。
- ケ 備品使用簿、物品出納計算書及び物品現在高調書の金額に誤りがあつた。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について

令和5年8月31日付けで公表した監査の結果に基づき講じた措置について、富山県教育委員会から通知があつたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年10月11日

| | | |
|---------|----|----|
| 富山県監査委員 | 山崎 | 宗良 |
| 富山県監査委員 | 亀山 | 彰 |
| 富山県監査委員 | 田中 | 篤人 |
| 富山県監査委員 | 高橋 | 正樹 |

(通知文)

教企第202号
令和5年9月11日

| | | | |
|---------|----|----|---|
| 富山県監査委員 | 山崎 | 宗良 | 殿 |
| 富山県監査委員 | 亀山 | 彰 | 殿 |
| 富山県監査委員 | 田中 | 篤人 | 殿 |

富山県監査委員 高橋 正樹 殿

富山県教育委員会

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年8月31日付け監委第67号で報告のあった監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

（事務担当：教育企画課管理広報係）

（別紙） 監査の結果に基づき講じた措置

| 指 摘 事 項 | 機 関 名 | 措 置 の 内 容 |
|--------------------|-------|---|
| 労働災害事故による損害賠償があった。 | 教職員課 | 事故の再発防止のため、野菜裁断機を安全装置が付いた新機種に更新するとともに、作業場壁面に注意喚起の看板を設置した。 また、定期的に炊事員の校内研修会を開き、作業の流れや安全について確認している。 なお、新規採用の炊事員については、栄養士が安全研修を行い、さらにベテラン炊事員と数日間の実務研修を行った後に作業に入ることとするなど、安全指導を徹底している。 |

